

## 平成30年度家庭的保育事業者等の連携園の状況について 別紙1

(H30. 4. 1時点)

種類	番号	家庭的保育事業者等名称	連携園	連携内容		
				①事業者に対する支援	②代替保育の提供	③乳幼児の受入
小規模保育事業	1	たむら保育園	初雁幼稚園	○		○
	2	すみれ保育園	ルンビニ幼稚園			○
	3	つぼみ保育園	初雁幼稚園	○		○
	4	なのはな第2保育園	ふじま幼稚園			○
	5	あそびのてんさい新河岸第2保育園	藤原白百合幼稚園			○
	6	並木あすなろ保育園	ふじま幼稚園			○
	7	やしのみ保育園	ひつじ幼稚園	○		
	8	まーぶる保育園 しんがし園	ふじま幼稚園			○
	9	ぽっかぽか保育園	ひかりの子認定こども園	○		
	10	ちゅうりっぷ園川越	芳野保育園	○	○	○
	11	上戸保育園	霞ヶ関幼稚園	○	○	○
			ともいき保育園	○		
			のぞみ幼稚園			○
	12	おひさま保育園 川越	ひつじ幼稚園			○
			かつらの木保育園	○	○	
	13	あそびのてんさい新河岸保育園	藤原白百合幼稚園			○
	14	ありす保育室	ひかりの子幼稚園	○		○
	15	めだか保育園	初雁幼稚園	○		○
	16	川越ベビーホーム	霞ヶ関幼稚園	○	○	○
17	なのはな保育園	ふじま幼稚園			○	
18	あしたばこども園 乳児舎	南双葉幼稚園	○		○	
19	星の子乳児保育園	岡田幼稚園			○	
		星の子みのり保育園	○	○	○	
保育施設内	20	ミルクキーホーム川越園	川越双葉幼稚園			○
	21	埼玉ヤクルト保育園 かわもぐ保育ルーム	ひつじ幼稚園			○
	22	秀学会 川越クリアモール保育園	川越やまだ保育園	○	○	
ひつじ幼稚園					○	

※家庭的保育事業等の連携施設の認定状況の報告について(依頼)(平成30年5月18日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)の回答参照

## 連携内容(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 第6条)

①	事業者に対する支援	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
②	代替保育の提供	必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)を提供すること。
③	乳幼児の受入	当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の場合、地域枠に限る)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。